

令和4年度 都民参加事業・シニアスポーツ振興事業（案） について

※本事業予算は、令和4年度東京都一般会計歳入歳出予算が東京都議会で可決された際に確定します。正式な要項の確定は令和4年4月になる予定ですが、申請を予定しているクラブは、事業実施計画作成などの準備を進めてください

1

都民参加事業

2種類の補助金があります



【趣旨、目的】

都内の地域スポーツクラブが実施する広く都民を対象としたスポーツ事業を支援することを通して、都におけるスポーツ実践層のすそ野を拡大し、地域におけるクラブ認知度を向上させることにより、スポーツ実施率の向上に寄与することを目的とする。

【対象事業】

クラブ会員に限らず、広く都民が参加できる事業で、継続的にスポーツ活動を実施する動機づけとなる事業。

シニアスポーツ振興事業

【趣旨、目的】

都内の地域スポーツクラブが実施する高齢者を対象としたスポーツ事業を支援することを通して、都における高齢者のスポーツ実施率の向上を図り、もって高齢者の健康の維持・増進に寄与することを目的とする。

【対象事業】

主な参加対象を60歳以上の都民（参加者の概ね2/3が60歳以上）とするスポーツ競技会、スポーツに関する講演会・講習会等

2

対象事業-1

(1)	実施主体	共通	東京都内の地域スポーツクラブ
(2)	実施期間	共通	令和4年4月1日～令和5年2月28日 ※2月16日～2月28日に事業実施を計画される場合は、事前に事業団に御相談ください。
(3)	対象事業	都民	東京都内の地域スポーツクラブが、自ら企画、運営を行い、スポーツムーブメントを醸成する、以下の要件を満たす事業 (i) クラブ会員に限らず 、広く都民が参加できる事業 (ii) 継続的に スポーツ活動を実施するために、その動機づけとなる事業 ※特に、以下への取組みを推奨 ① 働き盛り世代 が参加しやすい工夫を施した事業 ② 障害者 が参加しやすい工夫を施した事業 ③ 補助金交付実績の有無にかかわらず、クラブが 新規に実施 する事業 (iii) 地域における クラブ認知度の向上 に資する事業 (iv) 都民（在住又は在勤）を主たる対象者 とする事業 (v) 事業の実施に際し、地域の団体（自治会、商店街、学校、健康づくり関連団体等）と連携・協力も可能 (vi) Web会議システム等を活用した「オンライン教室」や、「DVD制作・配布」、「紙テキスト制作・配布」等、自宅で取り組むスポーツ事業も対象
		シニア	東京都内の地域スポーツクラブが、自ら企画、運営を行い、主な参加対象を60歳以上の都民とする以下に掲げる事業 (i) スポーツ競技会又は、スポーツに関する講演会、講習会 等 (ii) クラブ会員に限らず 広く一般都民が参加でき、 60歳以上の参加者がおおむね2/3以上 である事業 (iii) 事業の実施に際し、地域の団体（自治会、商店街、老人会、学校等）と連携・協力も可能 (iv) Web会議システム等を活用した「オンライン教室」や、「DVD制作・配布」、「紙テキスト制作・配布」等、自宅で取り組むスポーツ事業も対象 ※特に、以下への取組みを推奨 ① 補助金交付実績の有無にかかわらず、クラブが 新規に実施 する事業

3

対象事業-2

(4)	対象外事業	都民	(i) 「令和4年度シニアスポーツ振興事業」の補助金交付を受ける事業 (ii) 独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金（toto助成金）の交付を受ける事業
		シニア	(i) 「令和4年度都民参加事業」の補助金交付を受ける事業 (ii) 独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金（toto助成金）の交付を受ける事業
(5)	補助金額	都民	1クラブ当たり年間50万円を上限とする。 ※補助対象に採択されない場合や、金額が希望どおりに採択されない場合がある。
		シニア	1クラブ当たり年間20万円を上限とする。 ※補助対象に採択されない場合や、金額が希望どおりに採択されない場合がある。
	対象経費	共通	謝金等、使用料・借上料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料 ※詳しくは「XII補助金の支出に関する基準」（P11）を参照

4

R4年度の変更点

- 内容は令和3年度と同様です、特段の変更点はありません
- 様式は必ず令和4年度の様式を活用してください
- 令和4年度の補助金検査により、東京都から内容の見直しが入った場合は、審査結果通知の際にお知らせします

5

今後のスケジュール（予定）

- 令和4年3月上旬 クラブ宛に要項（案）配布
4月中旬 申請書提出期限
5月中～下旬 内部審査会及び補助金額決定
随時 事業完了次第、完了報告書提出

様式はサポートネットからダウンロードできます↓

<https://kouiki-sports-tokyo.jp/subsidy/>

- 申請書類 郵送先（メール不可・期日厳守）

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-29-9 日本パーティビル2階
東京都広域スポーツセンター（公益財団法人 東京都スポーツ文化事業団内）

※令和3年11月1日に現住所へ事務所が移転しました

※今後内容について変更が生じた場合には、別途お知らせします

6